様式第1号(第2条関係)

安芸高田市営駐車場使用許可申請書

使用駐車場の名称（　　　　　　　　駐車場）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 申　請　者 | 住所 |  |
| 電話番号：（　　　　）　　　― |
| 氏名 |  |
| 車種 | | 普通乗用　・小型乗用　・小型貨物　・軽乗用　・軽貨物  その他（　　　　　　　　　） |
| 車両番号 | |  |
| 使用期間 | | 年　　月　　日から  　　　年　　月　　日まで |

※使用期間は最長1年間で、申請年度の3月31日までとなります。使用を継続する場合は、使用許可の期間が終了するまでに、引き続き使用許可を受けてください。車両の変更が無い継続使用者については、車検証の写しを省略することができます。

次の「使用許可の条件」を承諾のうえ、自動車車検証の写しを添付し申請します。

　　　　年　　月　　日

安芸高田市長　様

使用許可の条件

1　使用場所は、指定された区域内とし、使用許可を受けた車両以外の車両は駐車できません。

2　使用料金は、月当り3,250円とし、毎月末までに納入してください。なお、使用期間に1箇月未満の端数が生じても、その端数は、1箇月として算定します。

3　工事その他の理由により駐車場の使用を一時休止することがあります。なお、使用を休止しても料金は返還しません。

4　使用許可証は、車両内の外部から見えやすい位置に表示してください。

5　使用者が駐車場の施設又は設備を棄損若しくは滅失したときは、使用者の責任において原状に復すか、損害を賠償していただくことになります。

6　駐車中に生じた車両の滅失又は損傷等の事故があった場合は、安芸高田市はその責を負いません。

7　次のいずれかに該当する場合は、駐車場の使用許可を取消すことがあります。

(1)　偽りその他不正な手段により使用の許可を受けたことが判明したとき。

　 (2)　駐車以外の目的に使用したとき、又は使用方法について指示に従わないとき。

　 （3） 月極使用の権利を他人に譲渡したとき、又は転貸したとき。

(4)　駐車場の管理上特に必要があると認められるとき。

(5)　安芸高田市営駐車場設置及び管理条例の規定に違反したとき。